



子どもたちの健やかな成長のために 子ども・子育て支援新制度

平成27年度から国の子育てに関する制度が新しくなることを知っていますか？子育てをめぐるさまざまな問題の解決と地域の子育て環境のいっそうの充実を目指して「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための新しいしくみで、次の3つを目的としています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

具体的には、施設の設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育などに対する設置等の促進や新たな財政措置を行ない、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「妊婦検診」などのサービスの拡充により子ども・子育て支援の充実を図ること。

このため、今月は、平成27年4月からスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」についてご紹介します。



■問い合わせ 福祉課子育て支援担当(内線 173~175、179)

新制度で変わる主なポイント① 新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育園の2つが多く利用されてきました。新制度ではそれに加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ったり、施設（原則20人以上）よりも少人数の単位で0~2歳の子どもを預かる地域型保育事業など、新たな保育の場が創設されます。

幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
<p>3~5歳</p> <p>●利用時間：朝~昼すぎ</p> <p>利用時間や長期休養中に預かり保育を実施している園もあります</p> <p>小学校以降の学習の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設</p>	<p>0~5歳</p> <p>●利用時間：朝~夕</p> <p>就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育（養護と教育）を行う施設</p>	<p>0~5歳</p> <p>●利用時間</p> <p>①朝~昼過ぎ（3~5歳） 幼稚園と同じように預かり保育を実施</p> <p>②朝~夕（0~5歳） 保育が必要な場合</p> <p>保護者の就労などにかかわらず、教育・保育を一体的に行う施設</p>	<p>0~2歳</p> <p>●利用時間：朝~夕</p> <p>家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6~19人の小規模保育などの施設</p>

※本市では、市内保育園はすべて新制度へ移行し、英和幼稚園も「幼稚園型認定こども園」に移行する予定です。なお、白百合幼稚園・愛生幼稚園は今までと変わりません。

新制度で変わる主なポイント2 利用手続きの方法が変わります

新制度に移行する幼稚園や保育園の利用には、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けることになります。支給認定は3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設や入園手続きの仕方が異なります。
 ※新制度に移行しない幼稚園を希望する場合は認定の手続きは不要です。
 ※現在、利用中で来年度以降も引き続き利用する方も、新たに認定の手続きが必要になります。(園を通してお知らせします)

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	教育標準時間 → 4時間程度 ※現在の幼稚園のような形態	認定子ども園・幼稚園
2号		保育標準時間 → 11時間(フルタイム就労を想定) 保育短時間 → 8時間(パートタイム就労を想定)	認定子ども園・保育園
3号	満3歳未満	※現在の保育園のような形態	認定子ども園・保育園・地域型保育事業など



保育園等での保育を希望するときは「保育の必要な事由」に該当することが必要です

保育の必要な事由(次のいずれかに該当することが必要です)

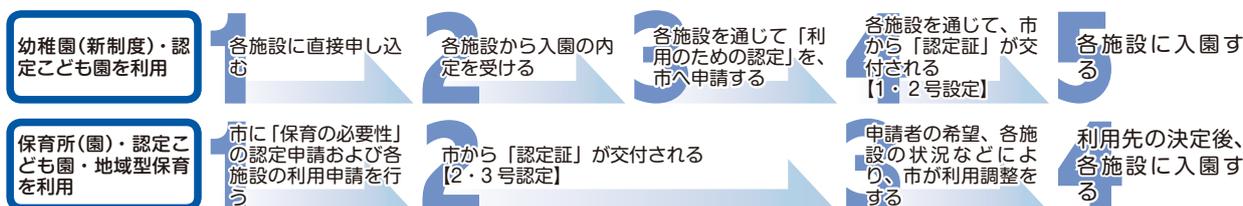
- ・就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など全ての就労を含む)
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備含む)
- ・就学(職業訓練校における職業訓練を含む)
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族による保育が可能な場合、利用の優先度が調整される場合があります。

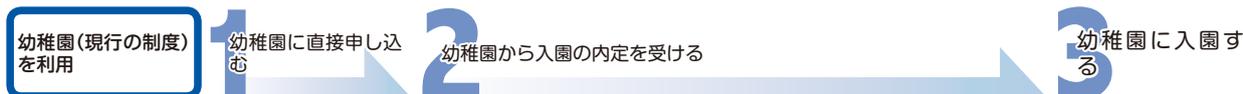
※ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業等の場合、保育の優先的な利用が必要と判断されることがあります。

利用手続きの方法が変わります

●新たに市の認定が必要です



●従来の手続きと変更ありません



新制度で変わる主なポイント3 利用に係る保育料は保護者の所得で異なります

利用料金は、保護者等の所得に応じた負担(応能負担)が基本になります。具体的な金額は、国が定める水準を上限に市町村が設定することになります。葦崎市における利用料金については、決まり次第お知らせします。

※現行制度を利用する幼稚園については、今までどおり幼稚園が独自に利用料を決定します。

新制度で既存のサービス内容も更に充実

新制度では、すべての子育て世帯を支援していくため、地域のさまざまな子育て支援が充実されます。

■一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労、リフレッシュタイムなど子育て家庭のニーズに合わせて一時預かりが利用できます。

(保育園や子育て支援センターでの一時預かりや幼稚園や認定子ども園での園児を対象とした預かり保育)

■地域子育て支援センター

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を提供しています。

■放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後に児童センターなどで過ごすことができるようなくみです。新制度では、対象年齢が小学校6年生まで拡大します。

■病児・病後児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない時に、病院に付設されたスペースで預かります。

子ども・子育て支援新制度説明会を開催します

市では、来年度入園予定の園児の保護者を対象に新制度に関する説明会を行います。

■日時 11月13日(木) 15時から・19時から(昼夜2回)

■場所 市民交流センターニコリ3階多目的ホール

※ 託児があります。

■問い合わせ 福祉課子育て支援担当 (内線173～175・179)

平成27年度市立保育園入園児募集のお知らせ

■募集案内の配布 11月25日(火) から

■配布場所 福祉課・市内各保育園及び児童センター・子育て支援センター(※月曜日定休)

■受付期間 12月1日(月)～19日(金)の平日8時30分～17時15分

※ この期間を経過して提出した場合は第1次審査の対象外となりますのでご注意ください。

■受付場所 福祉課 子育て支援担当

※ 市外の施設の利用を希望される場合や4月以降に入所を希望される場合も、同日程で受付をします。

■問い合わせ 福祉課子育て支援担当 (内線173～175・179)

臨時給付金の申請はお済みですか？

消費税の引き上げに伴い、低所得及び子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が給付されます。市では、対象となる世帯に、6月下旬に申請書を送付しています。申請期限を過ぎると、給付金の支給が受けられなくなり、申請してない方は、お早めに申請してください。

申請書を紛失した方は福祉課までお問い合わせください。

■対象者

「臨時福祉給付金」

平成26年度市県民税が課税されていない方

※課税されている方の扶養となつている方、生活保護受給者等は対象外です。

「子育て世帯臨時特例給付金」

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成26年度の所得が児童手当の所得制限内の方

※「臨時福祉給付金」の対象となつている児童、生活保護受給世帯に属する児童は対象外です。

■申請方法

いずれの給付金も、対象となる可能性のある方へ申請書を郵送しております。必要書類をご確認のうえ、提出をお願いいたします。

※公務員の方は、子育て世帯臨時特例給付金の申請書はお勤めの官公庁から配布されます。

■申請期限

12月26日(金)

※当日消印有効

■所得税、市・県民税の申告をお願いします

給付対象となるかを判断するためには所得状況の確認が必要で、市に給与(公的年金等)支払報告書などの提出がない方につきましては、同居の親族が扶養親族として年末調整または税の申告をしている場合などを除き、税金に関する申告をお願いいたします。

■問い合わせ

※臨時福祉給付金

福祉課社会福祉担当

(内線180)

※子育て世帯臨時特例給付金

福祉課子育て支援担当

(内線175)